

利用者支援事業の実施状況

●事業概要●

子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、アフタースクール等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

量の見込みと確保方策

利用者支援事業については、子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、役所の子育て支援担当窓口を総合相談窓口として、機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を確保します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
利用者 支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

1. 設置場所

子育て健康課窓口

2. 配置人員

利用者支援員（特定型） 1名
所属 子育て健康課

3. 支援内容

- ・ 窓口相談、電話相談
- ・ 情報提供、広報活動

4. 広報活動

- ・ 広報あこう平成27年4月号
- ・ 回覧広報あこう7月号折込
- ・ 子育て応援の手引き

● 広報あこう 平成27年
4月号6ページ

利用者支援事業
のご案内

利用者支援事業とは、お子さんと保護者の方が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の保育サービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるように専任の職員が支援を行うものです。

●こんなときは、利用者支援専門職員にご相談ください！

▷うちの子、よその家庭の子より落ち着きが無い気がする…

▷親を病院に連れて行くので、子どもを預かってほしい…

▷最近、子育てがしんどいです…

●実施場所 子育て健康課

☎子育て健康課 ☎43・6808

●案内チラシ（回覧広報あこう平成27年7月号折込）

利用者支援事業のご案内

「利用者支援事業」とは？

子育て中の親子や妊産婦が、幼稚園・保育所・認定こども園や赤穂市でおこなっている子育て支援事業を円滑に利用できるよう情報の提供や助言を行い、みなさまの子育てのお手伝いをする事業です。



★ 仕事を始めようと思っているが、保育所に預けることができるのかな？

★ 同じように子育てしている友だちを作りたいが、どうしたらいい？

★ 親子で参加できるイベントや遊べる施設が知りたいな…

★ 幼稚園って何歳から通えるの？ など

どこにきいたらいいのかわからないことや

★ 最近、子育てがしんどいです…

★ 親を病院に連れていくので、子どもを預かってほしい。

★ うちの子、よその家庭の子より落ち着きがない気がする…

といったご相談まで



まずは

お気軽におたずねください！

市内でおこなっているサービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう利用者支援専門員が支援をおこないます。



お問合せ先

赤穂市健康福祉部 子育て健康課

TEL 0791-43-6808